

第 4 号議案

奈 良 県 決 定

大和都市計画道路の変更について
【橋本三輪駅線の変更】

次の付議案を提出する。

平成28年7月22日

奈良県都市計画審議会会长

都計第 48 号
平成28年7月22日

奈良県都市計画審議会会长 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について
【橋本三輪駅線の変更】
(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更 (奈良県決定)

都市計画道路中3・5・509号橋本三輪駅線を3・4・506号三輪駅線に名称を改め、次のように変更する。

種別 番号	名 称 路線名	立 着		主な経過地	延 長	構 造			備 考
		起 点	終 点			構造形式	車線の数	幅 品	
幹線 道路 3・4・506	三輪駅線 桜井市三輪	桜井市三輪		約430m	約430m	地表式	2車線	16m	幹線道路と平面交差1箇所 付近、JR三輪駅西側(桜井市三輪地内)に約3,000m ² の駅前広場を設ける。

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由
別添理由書のとおり

都市計画道路 橋本三輪駅線の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 橋本三輪駅線は、起点を桜井市池之内、終点を桜井市三輪とする標準幅員12m、延長約4,350mの幹線街路である。

南北の区間は昭和36年に「2・3・12粟原岸上線」として都市計画決定後、昭和41年に延伸し「2・3・1橋本大西線」として変更され、昭和46年に線形が変更されている。また、東西区間については昭和41年に「2・3・5三輪駅新屋敷線」として決定されている。

その後、昭和48年に両路線が統合され「3・5・509橋本三輪駅線」として変更され、平成15年に車線数を明記している。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

都市計画道路 橋本三輪駅線は昭和41年の桜井市の全面的な街路網の見直しにより、市の将来の発展に資する道路として都市計画決定され、環状道路の機能及びJR三輪駅へのアクセス機能を有する都市計画道路である。

しかしながら、起点～桜井市三輪までの区間（以下「当該区間」という。）については、将来的な交通量の減少が見込まれることや、東西方向の代替として一般県道 大三輪十市線、南北方向の代替として国道169号、都市計画道路 大福出垣内線が2車線で整備されていることから必要性は無くなっている。

当該区間を「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成22年奈良県）に沿って検証した結果、都市計画道路としての必要性が認められないため、廃止するものである。

(2) 変更の内容

都市計画道路 橋本三輪駅線について以下の変更を行う。

- ・起点～桜井市三輪までの区間（L=約3,920m）を廃止する。
- ・路線の名称を「3・5・509橋本三輪駅線」から「3・4・506三輪駅線」に変更する。